

福岡県内市町村の国民健康保険ご担当者への 「資格確認書」についての緊急アンケート 結果報告

2025 年 7 月 3 日

福岡県歯科保険医協会

1. 調査実施の経緯

厚労省は、2025 年 7 月末で健康保険証の有効期限が切れる後期高齢者（75 歳以上の方）全員に資格確認書を発行することを決定しました。この 2026 年 7 月までの「暫定的な対応」は、①マイナ保険証の利用率が低いこと、②発行済み保険証は今年 7 月末に一斉に有効期限を迎え、資格確認書の発行を求める方からの申請が市町村の窓口に集中する恐れがあること、の 2 点を理由としてあげています。

福岡県内の全市町村の国民健康保険（国保）の健康保険証も 2025 年 7 月末で有効期限が切れます。国保でも同様に資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中する恐れがあることから、当会は、住民の皆さんが安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度と同じく、2025 年 7 月末までに資格確認書を全ての被保険者に、申請の有無に関わらず発行する必要があるのではないかと考えております。

そのような観点から、当会は、福岡県内市町村への緊急アンケートを実施いたしました。

お忙しいなか、調査にご協力いただきましたご担当の皆様へ、心より御礼申し上げます。

2. 調査の概要

対象者：福岡県内 60 市町村の国民健康保険ご担当者

調査期間：2025 年 6 月 11 日～6 月 30 日

調査方法：2025 年 6 月 11 日、県内 60 市町村に調査用紙を一斉に郵送

回答方法：ご担当者から当会に回答用紙を F A X で返信

回答数：41 自治体 回答率：68.3%

3. 調査の結果

問① 国民健康保険証が 2025 年 7 月末に期限を迎えるが、年次更新でどのように対応するか。

全ての国民健康保険加入者に資格確認書を送付する	0
マイナ保険証利用登録者以外にのみ職権で資格確認書を送付する	38
その他	3
無回答	0

＜マイナ保険証利用登録者以外にのみ職権で資格確認書を送付する＞

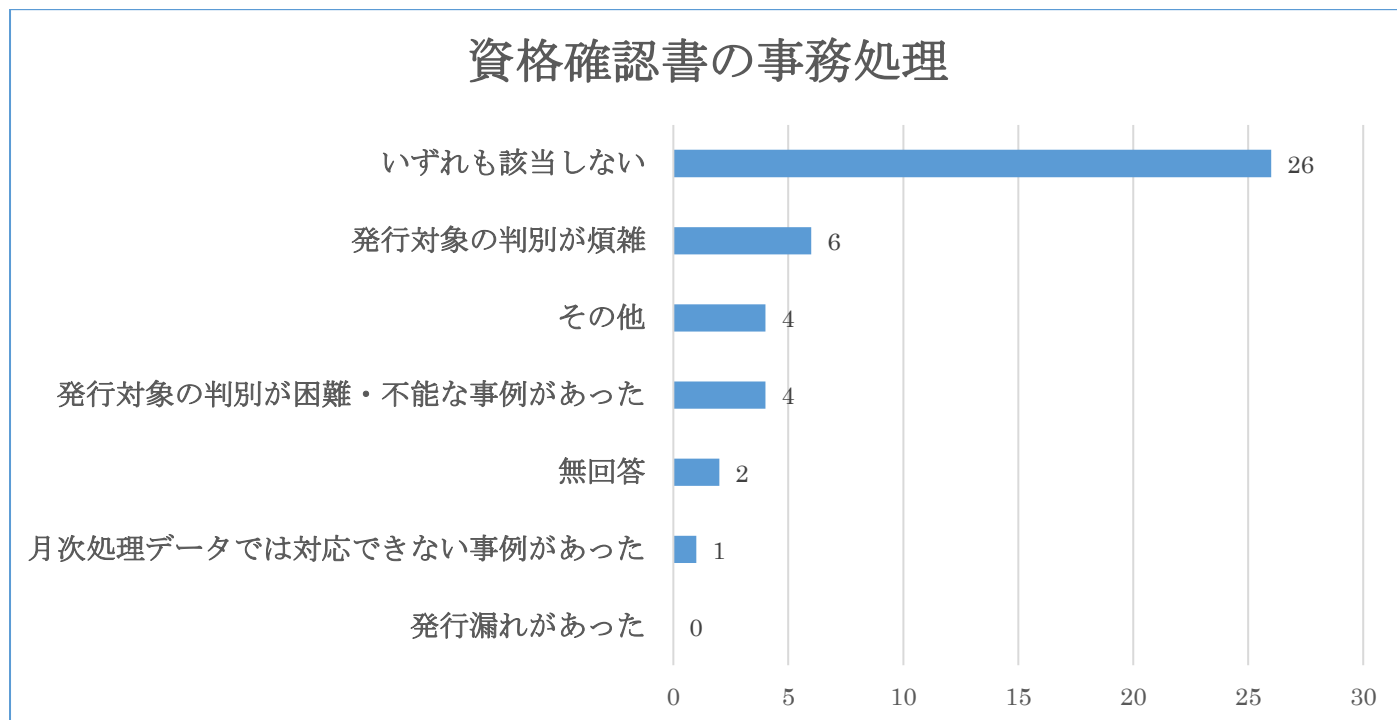
- ・要配慮者の申請をしている方にも資格確認書を送付する。

＜その他＞

- ・マイナ保険証利用登録者以外には資格確認書、マイナ保険証登録者には「資格情報のお知らせ」を送付する。

- ・マイナ保険証利用登録者であってもDV等によりマイナ保険証が利用できない状態にある方には職権で資格確認書を送付する。
- ・介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難であるとして、資格確認書の交付申請を行った者に資格確認書を送付する。

問② 資格確認書の事務処理について【複数回答可】



＜発行対象の判別が煩雑＞

- ・加入の際にマイナ保険証の利用登録をしているか確認が必要。

＜発行対象の判別が困難・不能な事例があった＞

- ・マイナ保険証の登録の有無を市民の方が把握されておらず、発行に時間がかかることがある。
- ・こちらが把握している情報（マイナ保険証利用登録者）と本人の記憶（利用登録していない）とに差異があり、納得してもらえないことがある。

＜その他＞

- ・利用登録データが最新とは限らない。新規国保取得者はデータがないため、口頭確認による。口頭確認により発行したものと利用登録が不整合な方や利用登録変更となる方の差し替え事務が新規に発生。
- ・遡及による資格移動は多様なパターンがあり、いつ想定外の案件があるか、完全に把握できていない。
- ・一斉更新が未実施のため、現時点では不明。
- ・大変恐れ入りますが、回答を控えさせていただきます。

問③ 資格確認書に係る業務委託について

業務委託していない	21
業務委託している	20
無回答	0

＜業務委託していない＞

- ・年次処理のみ業務委託していない。

＜業務委託している＞

- ・県国保連に委託している。「資格情報のお知らせ」は対応できないので、自庁で印刷し封入。
- ・年次更新時の資格確認書印刷業務を委託している。
- ・封入作業のみ委託している。

問④ マイナ保険証利用登録解除事務を開始した日から 2025 年 3 月末までの累計解除件数

マイナ保険証利用登録解除件数	回答自治体数
1～10件	21
11～20件	6
21～30件	3
31～40件	2
41～50件	3
51～60件	0
61～70件	1
200～300件	1
400～500件	1

＜その他＞

- ・未集計1件
- ・不明1件
- ・大変恐れ入りますが、回答を控えさせていただきます。

問⑤【自由意見欄】国民健康保険の資格確認書交付事務で混乱した事例や要望したいことなど

- ・保険者による判断ではなく、全ての保険者で方針を統一するようにしていただきたい。保険者によって異なる対応をすることは、国民間での不公平となる。
- ・資格確認書1枚に統一してほしい。「資格情報のお知らせ」との2種は分かりづらい。マイナ保険証は、資格確認書を発行せず、マイナンバーカードを使わざるをえない状況にして使わせるのではなく、利便性を上げて「マイナンバーカードの方が使いやすい」と思わせて利用率を上げてほしい。医療機関では、マイナ保険証の提示や区分確認の同意によらずとも、オンライン資格確認で資格や区分の確認を行えるようにしてほしい。
- ・資格確認書の発行・発送にかかる費用の補助（人件費、印刷費、郵便代等）

- ・行政側の情報集約システムと医療側のオンライン資格確認の内容が別であり、医療機関からの問い合わせに、保険者として対応が困難。医療機関側の習熟度に差があり、保険者が登録している状態をしっかりと理解できていない場合もある。保険者システムと情報集約、オンライン資格確認間の連携でエラーが経常的に発生し、この確認と修正などの作業にかなりの労力を要する。システムの改善と安定した情報連携の実現を要望してほしい。
- ・資格得喪時にデータが即時反映されずにマイナ保険証が使えるようになるまで、数日から1週間かかる場合が多く、すぐに医療機関にかかれない事例がある。データ連携のエラー等で内容が確認できず、修正しても数日かかる。
- ・住民の方から、通っている歯科医院がマイナ保険証に対応していないがどうすればよいかと相談があったことがある。そのような場合は、申請により資格確認書を交付せざるを得ないと考えている。
- ・12月の廃止以降、想定されていたよりも窓口の混乱が少なく、お待たせするケースはほぼ生じていません。医療機関からの問い合わせについては月に数件です。医療機関等の皆様の努力の賜物と存じます。マイナ保険証の解除申請、マイナ保険証更新・紛失等に伴う窓口手続は、いずれも月数件です。70歳到達による保険証切り替えについては、12月以降のご意見・ご相談はありません。また、保険証発行事務は業務量と必要経費が大きい事務でしたが、移行以降はいずれも減少しており、郵便到着までの日数・費用負担も軽減しています。マイナンバーカード大量更新による国保事務は、最大で月500件を想定し、現行の人員配置で対応できるのではないかと見込んでいます。マイナ保険証が浸透する過渡期であり、手探りな部分はございますが、国保事務としては、総量としては事務が減少するのではないかと感じております。
- ・特になし

4. 調査結果の分析・考察

問①、国民健康保険の健康保険証が2025年7月末に期限を迎えることへの対応としては、ほぼ全ての自治体が「マイナ保険証利用登録者以外にのみ職権で資格確認書を送付する」と回答した。

東京都の渋谷区や世田谷区のように「全ての国保加入者に資格確認書を送付する」自治体はゼロであった。

問②、資格確認書の事務処理をめぐるトラブルについては、大多数の自治体が「いずれも該当しない」と回答した。

しかし、6自治体が「発行対象の判別が煩雑」、4自治体が「発行対象の判別が困難・不能な事例があった」、1自治体が「月次処理データでは対応できない事例があった」と回答し、既に資格確認書の事務特有のトラブルが発生していることが見てとれる。

コメントからは、「マイナ保険証の登録の有無を市民の方が把握されておらず、発行に時間がかかる」、「こちらが把握している情報（マイナ保険証利用登録者）と本人の記憶（利用登録していない）とに差異があり、納得してもらえない」、「利用登録データが最新とは限らない」など、システム上、回避できない問題に自治体の国保担当者が対応を余儀なくされている実態が浮かび上がっている。

問③、資格確認書に係る業務委託については「していない」と「している」がほぼ同数であった。

問④、マイナ保険証利用登録解除事務を開始した日から 2025 年 3 月末までの累計解除件数は「1 件」から「462 件」まで幅広い回答となった。マイナ保険証登録解除のニーズが一定程度あることがわかる。マイナ保険証の登録を解除すれば資格確認書が交付されることの十分な政府広報が求められる。

問⑤、自由意見欄では「資格確認書 1 枚に統一してほしい。『資格情報のお知らせ』との 2 種は分かりづらい。マイナ保険証は、資格確認書を発行せず、マイナンバーカードを使わざるをえない状況にして使わせるのではなく、利便性を上げて『マイナンバーカードの方が使いやすい』と思わせて利用率を上げてほしい」など、政府の強引なマイナ保険証の普及に対する各自治体の国保担当者の切実な声が噴出している。

「資格確認書の発行・発送にかかる費用の補助（人件費、印刷費、郵便代等）」、「システムの改善と安定した情報連携」など自治体に負担をかけている実態の改善を政府に求める声も寄せられている。

とりわけ「保険者による判断ではなく、全ての保険者で方針を統一するようにしていただきたい。保険者によって異なる対応をすることは、国民間での不公平となる」との声は非常に重い。

マイナ保険証では「資格得喪時にデータが即時反映されずに（中略）すぐに医療機関にかかれない事例がある」という回答もあり、医療機関も 10 割負担をお願いせざるを得ない場合がある。従来多くは即日発行されていた健康保険証、基本的に即日発行される資格確認書の優位性が浮き彫りとなっている。

政府は「資格確認書の切れ目のない交付」をしようとしているものの、マイナ保険証を持っている人/持っていない人を正確に区別して、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を、それぞれ送付する現行の方式には、やはり無理があると考えられる。

マイナ保険証を持っていないにも関わらず、資格確認書も届かずに「無保険」扱いとなる人が出現するという事態は 1 例たりともあってはならない。

政府には、今回寄せられた各自治体の実態と国保担当者の切実な声をしっかり受け止めて、緊急の対応として「資格確認書の全員一律送付」、その後の対応として「健康保険証の存続・復活」を決断することを強く求める。

なお、厚労省は、2025 年 6 月 27 日、全国の大多数の自治体で国保の保険証が有効期限切れとなることへの対応として「2026 年 3 月末まで、期限が切れた保険証や『資格情報のお知らせ』のみを持参した場合でも、オンライン資格確認を前提に受診を認める」との通知を出したが、これ自体、現行の方式の限界を自白したものであり、患者、医療機関、自治体をさらに混乱させる「その場しのぎの措置」であると言わねばならない。